

入札告示

札幌市告示第3559号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

令和8年9月11日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1（白石区複合庁舎）
札幌市白石区保健福祉部保護一課管理係（電話011-861-2457）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
白石区保護課外勤用軽自動車借上（リース）
- (2) 借受台数
13台（ガソリン車10台、ハイブリッド車3台）
- (3) 調達案件の仕様等
入札説明書による
- (4) 借受期間及び納入期日
ア 令和8年12月1日から令和12年11月30日まで（48カ月）
ただし、本調達は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
イ 納入期日 令和8年11月30日（月）
- (5) 納入場所
札幌市白石区役所公用車駐車場（場所の詳細は契約の相手方に別途指示する。）
- (6) 入札方法
月額（月当たりの賃貸借料金）で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望月額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店もしくは支店等の所在地を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記1に同じ
また、入札説明書は下記白石区ホームページからも入手可能
<<https://www.city.sapporo.jp/shiroishi/life/fukushi/keiyaku/hogokeijidousya2026.html>>
- (2) 入札の日時
令和8年9月29日（火）10時30分
- (3) 入札の場所
白石区複合庁舎4階B会議室（札幌市白石区南郷通1丁目南8番1号）
- (4) 開札
入札終了後、直ちに上記（3）の場所にて行う。
- (5) 入札書の提出方法
入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記（2）、（3）の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、契約担当部局へ持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない）。
持参又は送付により提出する場合は、令和8年9月28日（月）17時00分（必着）までに上記1の契約担当部局へ提出すること。
ア 持参する場合
封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和8年9月29日10時30分開札「白石区保護課外勤用軽自動車借上（リース）」入札書在中』の旨を記載すること。
イ 送付する場合
二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。
なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした

入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) その他

詳細は入札説明書による。